

# 防衛装備移転三原則等について

内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省

# 防衛装備の移転管理の変遷

①1967年  
(昭和42年)  
武器輸出三原則  
【佐藤総理答弁】

②1976年  
(昭和51年)  
政府統一見解  
【三木総理答弁】

③1983年以降  
(昭和58年以降)  
18回の例外化  
【官房長官談話、  
関係省庁了解】

④2011年  
(平成23年)  
「防衛装備品等の海外  
移転に関する基準」  
【官房長官談話】

⑤2014年4月  
(平成26年)  
「防衛装備移転三原則」  
【閣議決定】

下記地域以外へは  
**輸出可**

共産圏諸国  
国連禁輸国  
国際紛争当事国等

下記地域以外へも  
**輸出を慎む**  
(実質的な全面禁輸)

共産圏諸国  
国連禁輸国  
国際紛争当事国等

個別に例外化

※対米武器技術供与取極  
(昭和58年)(初めて例外化)  
※平成17年度以降に係る防衛  
大綱(平成16年)(初めて  
共同開発・生産を例外化)

共産圏諸国  
国連禁輸国  
国際紛争当事国等

①平和貢献・  
国際協力

○ ○ ○ ...

②国際共同  
開発・生産

○ ○ ○ ...

共産圏諸国  
国連禁輸国  
国際紛争当事国等

①平和貢献・国際協力の  
積極的な推進に資する場合  
②我が国の安全保障に  
資する場合  
・国際共同開発・生産の実施  
・安全保障・防衛協力の強化  
・自衛隊の活動等に不可欠な輸出  
⇒運用指針【NSC決定】で明確化

適正管理が確保され  
る場合に限定

国際約束や国連安保理決議  
に基づく義務に違反する場合  
紛争当事国(国連安保理が  
とっている措置の対象国)

武器輸出三原則に  
よる輸出禁止地域

凡例:  輸出禁止地域  輸出を慎む地域  輸出が認められる案件

# 防衛装備移転三原則

## 平和国家としての基本理念を維持

原則1: 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合

(化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等)

② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合

(安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)

③ 紛争当事国への移転となる場合

(紛争当事国: 武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)

原則2: 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、**透明性**を確保しつつ、**厳格審査**

① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合

② 我が国の安全保障に資する場合

・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施

・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化

・装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出

(注1) 仕向先等の適切性・防衛装備の機微性を含め**厳格に審査**。

(注2) 審査体制・手続・基準等の**透明性**を確保。

原則3: 目的外使用及び第三国移転について**適正管理**が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について**我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける**。

(注) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

## 情報の公開

○ 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、**年次報告書**を作成し、国家安全保障会議(NSC)に報告・公表。

○ NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、**情報公開**を図る。

### VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

#### 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

##### (2) 我が国の防衛体制の強化

##### エ 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。

防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

# 防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要（2023年12月22日）

2022年末に策定された**国家安全保障戦略**や与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチームで合意された**政府への提言**を踏まえ、**防衛装備移転三原則**（閣議決定）・**運用指針**（国家安全保障会議決定）を見直し。

主な論点
<b>三原則</b> ※3つの原則 そのものは維持
<b>国際共同 開発・生産</b>
<b>ライセンス 生産品の提供</b>
<b>修理等の役務</b>
<b>部品の移転</b>
<b>5 類型</b> (救難・輸送・警戒・ 監視・掃海)
<b>被侵略国への 非武器支援</b>
<b>厳格審査</b>
<b>審議プロセス</b>

主な改正事項
<b>国家安全保障戦略を踏まえ改正</b> （防衛装備移転の意義の追加、安全保障環境認識のアップデート等）。 <b>運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨を明記。</b>
(従前)パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転は可能。 <b>→パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転も可能に。</b>
(従前)米国からのライセンス生産品に係る部品・役務のみが提供可能。 <b>→米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に。</b> <b>→ただし、自衛隊法上の武器は、ライセンス元からの更なる提供については、我が国安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。</b>
(従前)民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定。 <b>→米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に。</b>
(従前)部品であっても、国際開発生産か米国ライセンス品を除き、5 類型に該当しない限り、移転できない。 <b>→「部品」の定義を明確化(※)した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に。</b> ※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」
(従前)5 類型に必要な武器が移転可能か否かは、具体案件がなかったこともあり、必ずしも明確ではない。 <b>→本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化。</b>
(従前)ウクライナ向け、かつ、自衛隊不用装備品（武器を除く）の無償・低額譲渡に限定。 <b>→侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。</b>
自衛隊法上の武器の移転や第三国移転など、移転類型の多様化を踏まえ、 <b>厳格審査の視点を拡充。</b>
<b>自衛隊法上の武器</b> の直接移転や第三国移転は、 <b>国家安全保障会議での審議・公表を基本。</b> ※自衛隊法上の武器を初めて移転する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議

# GCAPに係る完成品の我が国から第三国への直接移転に関する見直し（2024年3月26日）

## <閣議決定>

（※Global Combat Air Programme：グローバル戦闘航空プログラム。次期戦闘機の日・英・伊による共同開発）

- 2022年末に三文書を閣議決定した時から、**GCAP（※）の第三国移転の必要性の認識が変化した点**に鑑み、**改めて閣議決定として政府方針**を決定した上で、**国家安全保障会議（9大臣）決定により運用指針を改正**することとする。
- その閣議決定において、将来、実際に**次期戦闘機を我が国から第三国に移転する際にも、個別の案件毎に閣議決定を行う**ことを盛り込み、**移転決定前の与党への協議**が確保されるようにする。

### グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について【2024年3月26日閣議決定】

政府は、「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に基づき、我が国の安全を確保する上で中核となる次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発（以下「グローバル戦闘航空プログラム」という。）を推進する中で、我が国の安全保障環境にとって必要な性能を満たした戦闘機を実現し、我が国防衛に支障を来さないようにするためには、我が国からパートナー国以外の国に完成品を移転し得る仕組みを持ち、英国及びイタリアと同等にグローバル戦闘航空プログラムに貢献し得る立場を確保する必要があるとの認識に至った。

このため、グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転を認め得ることとし、「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。）を改正する。また、今後、実際にグローバル戦闘航空プログラムに係る完成品を我が国からパートナー国以外の国に移転する際には、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び運用指針に基づいて移転の可否を判断することとなるが、通常の審議に加え、個別案件ごとに閣議で決定することとする。



## <運用指針の一部改正>

- 我が国からの第三国移転を認め得るケースは、我が国の防衛力整備上の必要性から参画する案件であって、我が国からの完成品の第三国移転が必要となる国際共同開発・生産に限定
- その上で、3つの限定を付す（①今回、第三国直接移転を認め得るのは**GCAPに限定**（※1）、②移転先は**国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束**（※2）の締結国に限定、③武力紛争の一環として**現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない**）

（※1）今後、第三国直接移転が必要な国際共同開発・生産のプロジェクトが新たに生じた場合、与党に事前に協議した上で、「次に掲げる国際共同開発・生産」としてGCAPと並べる形で、運用指針に追記し、個別具体的に特定。

（※2）現在、以下の15カ国との間で、移転された防衛装備品について国際連合憲章の目的と原則に適合する形での使用を義務付ける防衛装備移転協定等（※）を締結済み：米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、インド、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、UAE

※米国は対米武器・武器技術供与取極、英国は日英武器・武器技術移転協定

# 防衛装備移転三原則の運用指針 ～原則２：移転を認め得る場合～

## 【原則２】移転を認め得る場合

※運用指針で、移転を認め得る案件を限定列挙（以下の記述は運用指針の概要）

- (1) **平和貢献・国際協力**（※）の積極的な推進に資する海外移転であって、移転先が外国政府、国連関連機関等の場合  
（※平和貢献・国際協力：国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力）
- (2) **我が国の安全保障**に資する海外移転として次に掲げるもの
  - ア **安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産**に関する海外移転であって、次に掲げるもの
    - (ア) **国際共同開発・生産のパートナー国に対する防衛装備**の海外移転
    - (イ) **国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する部品や役務**の提供
    - (ウ) **国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する完成品に係る防衛装備**の海外移転（我が国の防衛力整備上の必要性から参画し、パートナー国以外の国に対する完成品の直接移転が必要となる次に掲げる**国際共同開発・生産**である場合に限る）
      - ・**グローバル戦闘航空プログラム**（我が国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束を我が国と移転先国との間で締結している場合に限る。ただし、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合を除く）
  - イ **安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化**に資する海外移転であって、次に掲げるもの
    - (ア) **法律に基づき自衛隊が実施**する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
    - (イ) **米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供**
    - (ウ) **安全保障面での協力関係がある国からのライセンス元国からの要請に基づくライセンス生産品**の提供（自衛隊法上の武器をライセンス元国以外の国に更に提供する場合は、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供を除く）
    - (エ) **安全保障面での協力関係がある国への修理等の役務提供**
    - (オ) **安全保障面での協力関係がある国に対する次に掲げるものに関する防衛装備**の海外移転
      - ① **部品**
      - ② **救難、輸送、警戒、監視、掃海**に係る協力に関する**完成品**（当該本来業務又は自己防護に必要な自衛隊法上の武器を含む）
  - ウ **自衛隊等の活動又は邦人の安全確保**のために必要な海外移転であって、装備品の一時的な輸出等
- (3) **国際法に違反する侵略等を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く）**の海外移転
- (4) **誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転**

# 移転を認め得る場合① ～国際共同開発・生産に関する海外移転～

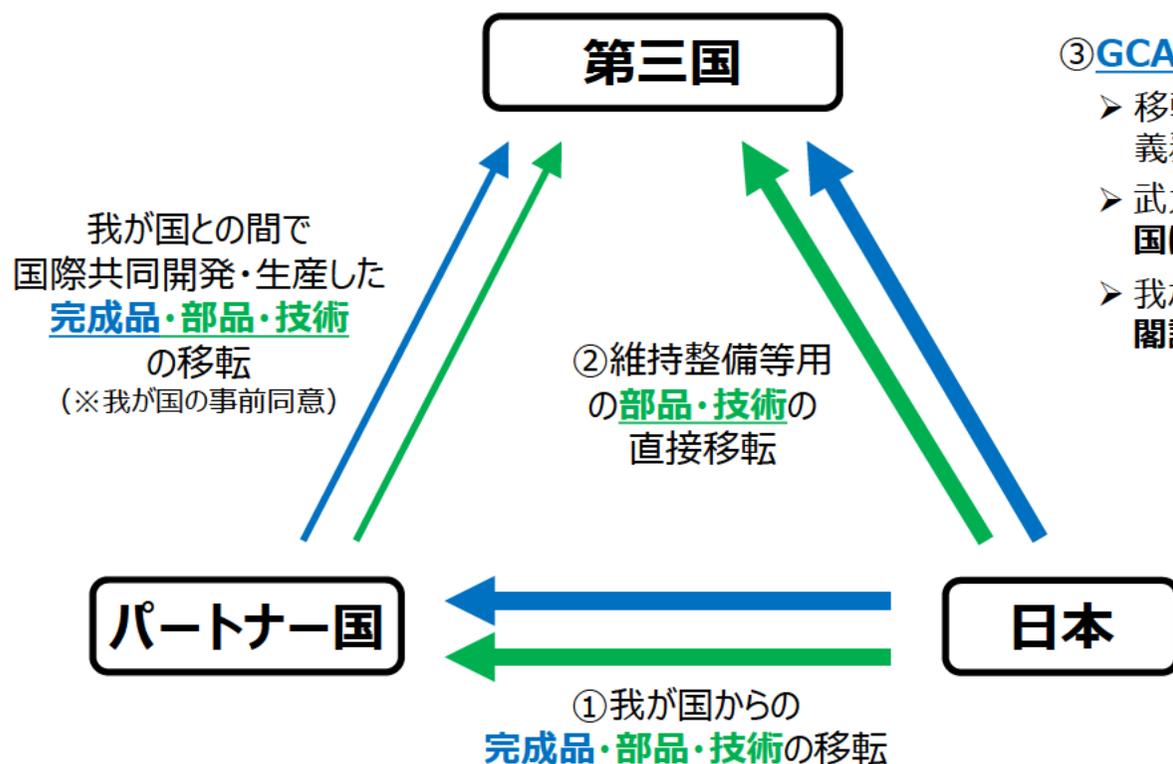
○国際共同開発・生産の枠組みにおいて、以下の①～③が可能。

① **パートナー国との国際共同開発・生産（我が国からの完成品・部品・技術の移転）**

② **パートナー国が完成品を移転した第三国に対する我が国からの部品・技術の直接移転**

③ **我が国の防衛力整備上の必要性から参画し、パートナー国以外の国に対する完成品の直接移転が必要となる場合には、第三国に対する我が国からの完成品の直接移転（※GCAPに限定）**

○さらに、我が国の事前同意を得れば、**パートナー国から第三国への完成品・部品・技術の移転**が可能。



## ③ GCAPに係る完成品の直接移転

- 移転先は、**国連憲章の目的と原則**(※1)に適合した使用を義務付ける**国際約束の締結国**(※2)に限定
- 武力紛争の一環として**現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない**
- 我が国から第三国に直接移転する際には、**個別の案件ごとに閣議決定**を行う

※1:国連憲章は、第一条において、国際連合の目的として、国際の平和及び安全を維持すること等を挙げており、第二条において、国連及びその加盟国が従わなければならない原則として、国際紛争の平和的解決等を挙げている。

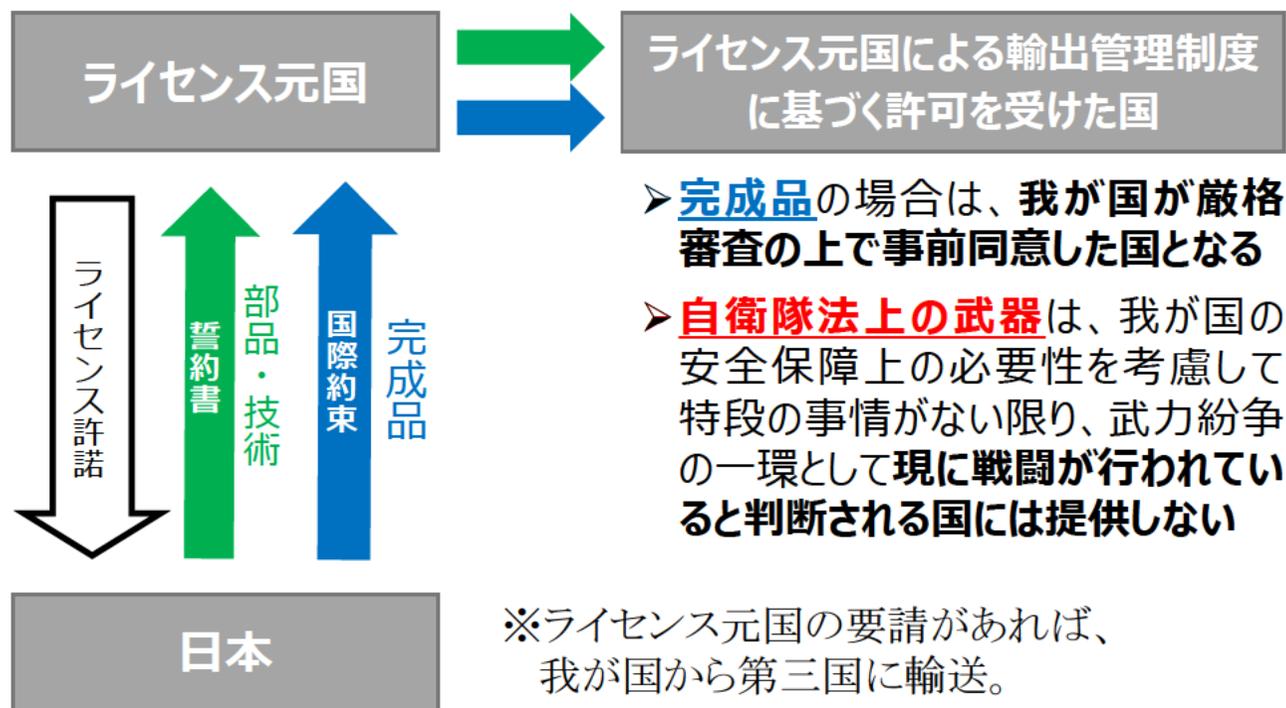
※2:2024年3月現在、以下の15カ国との間で、移転された防衛装備品について国際連合憲章の目的と原則に適合する形での使用を義務付ける防衛装備移転協定(\*)を締結済み:米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、インド、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、UAE

\*米国は対米武器・武器技術供与取極、英国は日英武器・武器技術移転協定

## 移転を認め得る場合② ～ライセンス生産品の提供～

- 米国以外の国からのライセンス生産品も、また、部品に加え完成品も、ライセンス元国への提供が可能。
- ただし、自衛隊法上の武器に該当するライセンス生産品をライセンス元国以外の国に更に提供する場合には、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は不可。

＜ライセンス生産品の提供のイメージ＞



## 移転を認め得る場合③ ～部品の移転～

- 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対しては、部品については、総じて移転可能。
- 防衛装備移転三原則上の部品の定義を、運用指針において明確化。

### <部品の定義>

#### 部品

「完成品の一部として組み込まれているものをいう。  
ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」

#### 自衛隊法上の武器

「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう(なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。)。」

### <部品と完成品のイメージ>



- エンジン
- 主翼
- ➔ 部品

- バルカン砲
- ミサイル
- ➔ 完成品

## 移転を認め得る場合④ ～5類型に係る協力に関する完成品の移転～

○**いわゆる5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力）**に関する完成品の移転については、現在の厳しく複雑な安全保障環境において、安全保障上の意義が高い防衛装備移転を幅広い分野で円滑に行うという観点から、**以下の整理を明確化**。

- ① 5類型に係る**本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器の搭載**は、**5類型として移転を認め得る**。
- ② 5類型に係る本来業務を実施する運用環境によっては、**自己防護のための自衛隊法上の武器を搭載**することも想定され得るが、こうしたケースも**5類型に係る協力の範囲内として、移転を認め得る**。

### <5類型として移転可能な自衛隊法上の武器のイメージ>

#### ①本来業務の実施に必要な武器の例

##### 「あわじ」型掃海艦【掃海】



#### ②自己防護のための武器の例

##### 輸送艦「おおすみ」【輸送】



※あくまでも我が国における運用を踏まえたイメージであり、実際の移転に際しては、移転先国との間で装備品全体を含めた用途・目的を確認した上で、移転の可否を判断する必要がある。

# 防衛装備移転三原則／運用指針の概要

## 【原則 1】移転を禁止する場合

- ① 国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）への移転となる場合

## 【原則 2】移転を認め得る場合

- 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- 我が国の安全保障に資する場合 等

※運用指針で、移転を認め得る案件を限定列挙

我が国の安全保障の観点等から積極的な意義がある場合に限る

## 【原則 2】厳格審査

### ○視点 1：仕向先及び最終需要者の適切性

- 仕向先の適切性：国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障に与えている影響 等  
➔ **特に自衛隊法上の武器（※）については、移転先において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否か考慮**

- 最終需要者の適切性：防衛装備の使用状況、適正管理の確実性 等

### ○視点 2：当該移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

移転される防衛装備の性質／技術的機微性／用途／数量／形態 等

※ 第三国移転等に係る事前同意に当たっては、事前同意を与える相手国における安全保障上の意義を考慮しつつ、我が国からの直接移転と同様の 2 つの視点を複合的に考慮して、同意の可否を判断

同様の類型が過去に無い場合 等

幹事会審議

・自衛隊法上の武器を初めての国に移転する場合  
・特に慎重な検討を要する場合 等

四大臣審議

案件公表

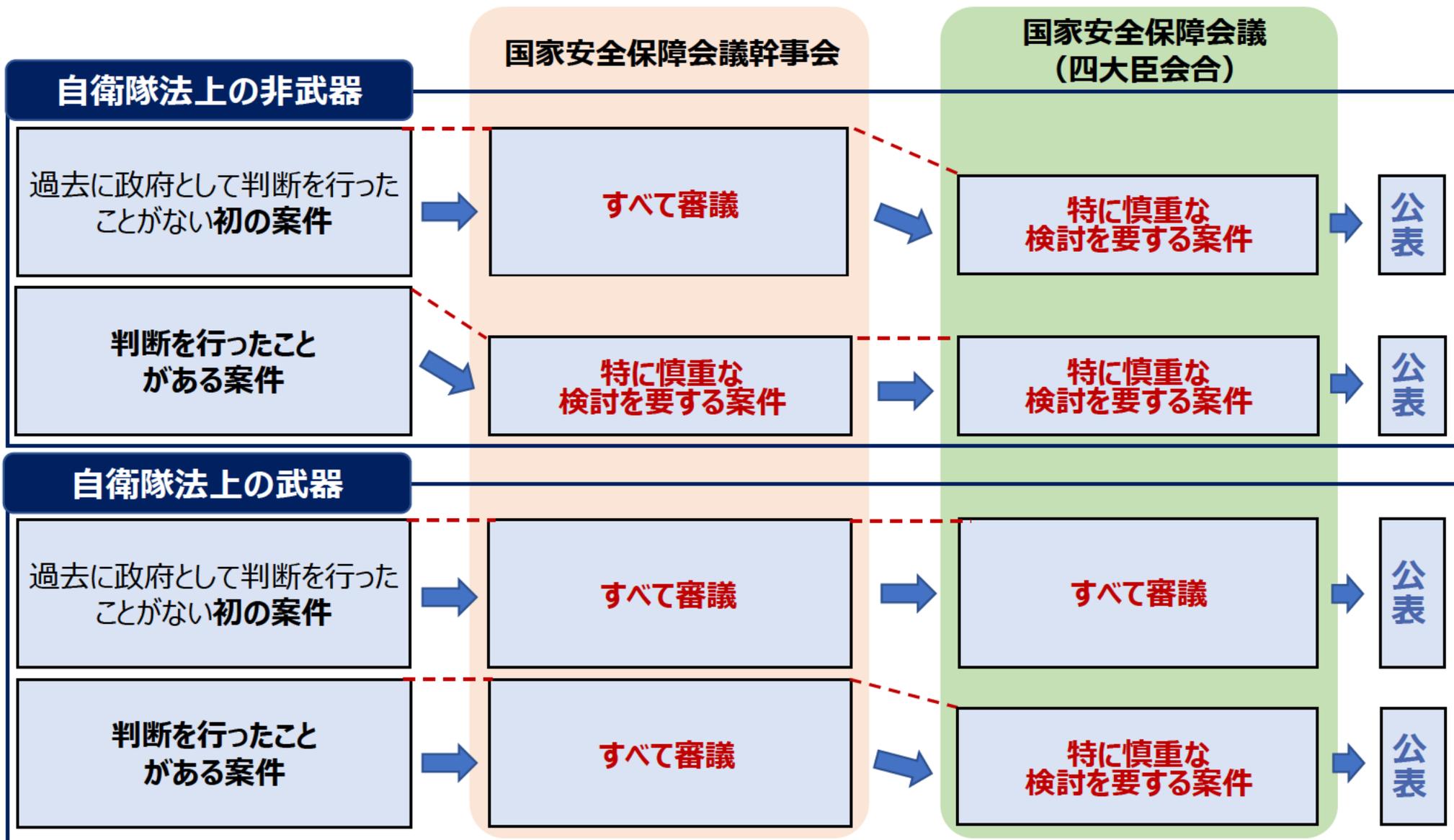
移転を認める

## 【原則 3】目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

- ➔ **原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け**

# 審議プロセス

○自衛隊法上の武器の移転（第三国移転に係る事前同意含む）に係る審議プロセスを、より厳格化。



※GCAPに係る完成品の我が国から第三国への移転については、通常の審議に加え、個別案件ごとに閣議で決定

完成品・部品の移転

○平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転

- ・大型巡視船のフィリピン沿岸警備隊への移転
- ・テロ対策機材（防弾衣・防弾盾）のフィリピン国家警察等への移転



©JICA

○国際共同開発・生産

- ・イーグリス・システムに係るソフトウェアや部品等の米国への移転
- ・次期戦闘機の日英伊共同開発



次期戦闘機（イメージ）

共同研究など技術情報の移転

- ・モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムなどの日米共同研究
- ・次世代機雷探知技術の日仏共同研究

○ライセンス生産品

- ・パトリオットPAC-2の部品、F100エンジン（F15・F16のエンジン）の部品、F-15慣性航法装置の部品などの米国への移転
- ・パトリオット・ミサイルの米国への移転



パトリオット・ミサイル（左：PAC-2、右：PAC-3）

○救難、輸送、警戒、監視及び掃海（いわゆる「5類型」）

- ・練習機TC90のフィリピンへの移転【救難・輸送・警戒・監視】
- ・フィリピンへの警戒管制レーダーの移転【警戒・監視】



練習機TC90



FPS-3ME



JTPS-P14※

※上記の写真は、自衛隊のレーダーであり、フィリピンへ移転するものとは異なる

○侵略等を受けている国に対する防衛装備

（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く）

- ・防弾チョッキ、防護衣・防護マスク、1/2tトラック・高機動車・資材運搬車のウクライナへの移転



防弾チョッキ



防護衣・防護マスク



1/2tトラック・高機動車・資材運搬車

(※)上記のほか、移転を認め得ると判断されたものの、案件が具体化しなかったものとして、「豪州将来潜水艦の共同開発・生産」、「警戒管制レーダーのタイへの移転」などがある。